

安全保障関連法案は国民的合意が得られないまま成立させないことを求める意見書

戦後 70 年の節目を迎え、戦争当時の過酷な経験をされた方々が高齢化する中、改めて平和の尊さを受け継ぐ必要が高まっている。

安倍政権においては、昨年 7 月、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、平時から有事まであらゆる事態に対応するため、自衛隊の任務拡大を打ち出している。

それを受け、今国会で、集団的自衛権の行使を可能にする武力攻撃事態法改正、自衛隊法改正、国際紛争に対処する他国軍を後方支援するための自衛隊を随時派遣できる恒久法国際平和支援法の新設、日本周辺に限らず他国軍の後方支援を可能とする周辺事態法改正など、新しい安全保障法制の整備を行なおうとしている。

このことは、国際紛争の場に自衛隊を派遣するということであり、国際紛争の解決に武力支援をするということである。

この政府の安全保障法制に対する姿勢は、憲法 9 条第 1 項「日本の国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」に逸脱しかねない。

立憲主義の日本において、憲法に定められた国の在りようを根本から変えようとするものであれば、憲法改正の手続きを経なければならないことは自明である。

国民議論を喚起し、十分な国民への説明を果たし、国の在りようは国民に委ねるべきである。

犬山市議会は、国に対して、国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 29 日

愛知県犬山市議会

議長 堀江正栄

提出先

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長